

# 塩尻市松くい虫防除対策の基本方針

令和7年4月1日

農林部耕地林務課

## 1 目 的

本市における松くい虫被害が確認され始めてから10年が経過し、その被害は、年々増加傾向にあり、県下被害最先端地となっています。市内全域に被害が蔓延し、特に東部、西部に被害が集中しています。被害量に対し、枯損木処理が追い付かない状況にあり、市街地の生活圏内の松林においては、今後、人身への被害やライフラインへの被害が避けられないと予想されます。

そのため、限られた労力資源を有効に活用しながら、市民生活の確保を優先するとともに、被害拡大を防止する対策が必要となってまいります。

## 2 方 針

市内における被害拡大を鑑み、市民の安全、生活に影響のある場所での枯損木処理対策を最優先するとともに、未被害地への拡大防止のため、先端地での防除対策を実施する。標高1,000m以下の松林においては、その有する機能によって「守るべき松林」、「周辺松林」、「その他の松林」に区分し、それぞれに応じた対策を継続実施するとともに、木材価値のある健全な松林の整備、他樹種への転換の促進支援を実施する。

## 3 対象区域及び松林の区分 別紙区分図参照

## 4 実施する対策

【伐倒駆除】 被害木の伐倒・薬剤くん蒸、又は破碎処理等の駆除を行います。

【薬剤樹幹注入】 健全な松に薬剤注入し、侵入してきたマツノザイセンチュウを駆除します。

【薬剤地上散布】 健全な松の樹皮・枝葉に地上から薬剤を散布・付着させマツノマダラカミキリを駆除します。

## 5 松林区分ごとの主な対策

|                      |                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 守るべき松林<br>(地区保全森林)   | 1. 被害木を伐倒・薬剤くん蒸処理する。<br>2. 健全な松に抗線虫剤等を樹幹注入し枯損を防止します。<br>3. 地元住民の合意のもと、健全な松に薬剤を地上散布します。  |
| 周辺松林<br>(地区被害拡大防止森林) | 1. ライフライン等を優先し処理を実施する。<br>2. 被害木及び異常木を伐倒・薬剤くん蒸処理する。<br>3. 広範囲での更新伐や樹種転換を推進し、被害の拡大を防ぎます。 |
| その他の松林               | 1. ライフライン等を優先し処理を実施する。<br>2. 被害木を伐倒・薬剤くん蒸処理する。                                          |

## 6 監視活動

松枯損木監視員及び職員による監視活動を継続するほか、県・隣接市町村と連携して巡視を徹底します。

## 7 防除方法の普及

市民に広報やホームページの他、防除講習会等によりマツ材線虫病の理解と防除方法の普及を図り、所有者自ら松を守るように啓発活動を行います。

## 8 被害材の活用

被害材をチップ化し木質バイオマス発電の燃料とするなど、信州F・Pプロジェクト事業の推進に合わせて、有効利用できるよう調整を図っていきます。